

佐賀大学附属図書館運営委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学附属図書館規則第5条第2項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事項
- (2) 附属図書館の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 附属図書館の予算に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 総合情報基盤センター長
- (4) 教養教育運営機構長
- (5) 各学部から選出された教育職員 各1人
- (6) 館長が指名する一般職員 1人

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は、2年とする。

2 前条第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術研究協力部情報図書館課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月14日改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第3条第3号の規定は、平成18年2月1日から適用する。